

令和8年度研究・イノベーション拠点1号館研究室使用者募集要項

1. 趣旨

秋田大学（以下「本学」という。）における研究成果の活用やスタートアップの創出等を推進することを目的として、研究・イノベーション拠点1号館研究室の使用者を募集する。

2. 使用期間

原則1年を単位として、使用開始希望日から3年以内

※使用者は審査を経て決定するため、実際の使用開始日が希望日と異なる場合があります。

あらかじめご了承ください。

3. 募集する研究室

(1) 以下の表及び別添配置図のとおり。

(2) 応募にあたって、現場の確認を希望する場合等は、事前に下記担当へご連絡ください。

研究室名	募集スパン	学外者 使用料金 (消費税込)	使用可能 開始日	備考
102号室	全面積 (約50㎡)	94,050円/月	令和8年6月1日	電源(单相100V/200V, 三相200V) 水道有り ドラフトチャンバー, 実験台有り (化学系利用可。居室としての利用も可。)

※使用料金は、使用細則別表第1の面積を基準として算出します。1室貸出の場合、別表第1に記載の月額(上記使用料金)となります。また、光熱水料は、各月使用実績に応じて別途請求いたします。

4. 募集の対象

- (1) 本学教職員と共同研究を行う既存の企業等
- (2) 本学教職員の研究成果を移転し、継続的に教職員からの技術的支援を必要とする既存の企業等
- (3) 本学教職員との実用化研究、本学研究成果の活用又は本学との連携により、新たな事業展開を図ろうとする既存の企業等
- (4) その他オフィス長が適当と認めた者

5. 応募方法

使用希望者は、別紙様式1に必要事項を記入のうえ、令和8年4月17日(金)17時まで電子メールにより下記担当宛に提出すること。

6. 使用の承認

- (1) 審査はイノベーションオフィス運営会議において行い、オフィス長が承認する。
- (2) (1)にあたっては、使用申請者に対し関連資料の提出又は意見を聴取する場合がある。

7. 使用

- (1) 使用にあたっては、常に善良な管理者の注意をもって使用に努め、関係法令及び学内諸規程を遵守すること。
- (2) 承認を受けた使用申請者は、5.により応募した申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別紙様式2に必要事項を記入のうえ、電子メールにより下記担当宛に提出すること。

8. その他

当該募集において、本要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

【担当】

秋田大学地方創生・研究推進課 産学連携担当 平

住所：〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号

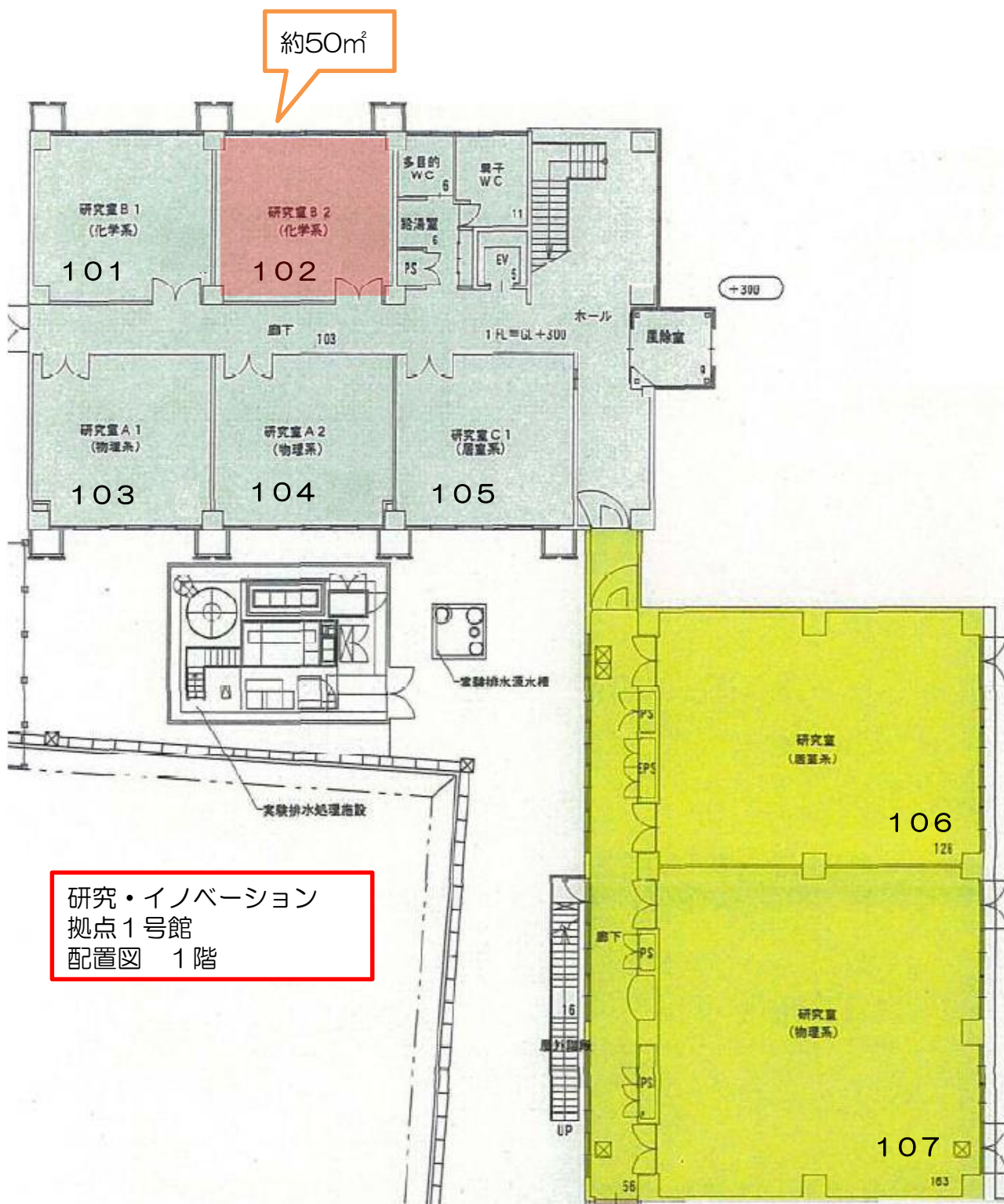
e-mail: sangaku@jim.u.ac.jp TEL:018-889-3011 FAX:018-837-5356

手形地区施設配置図

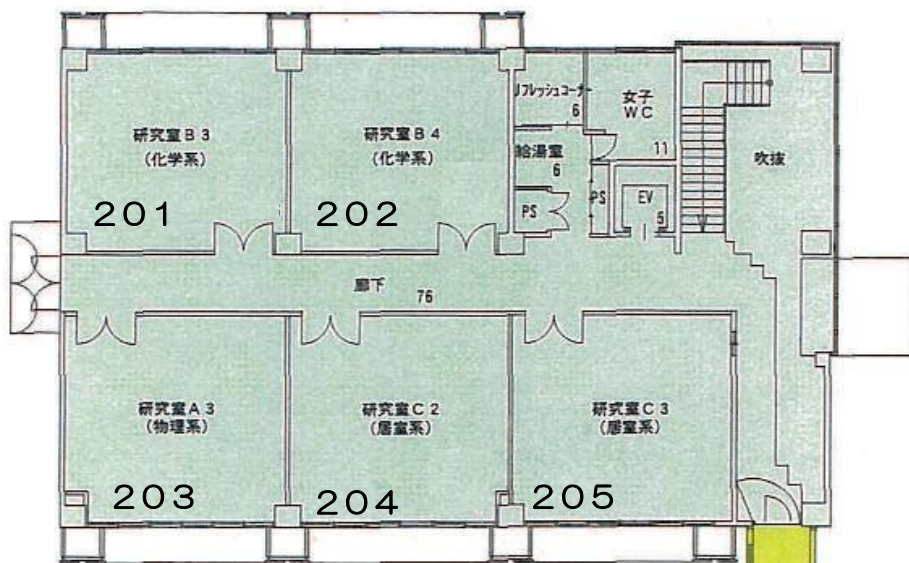
Tegata Campus Map



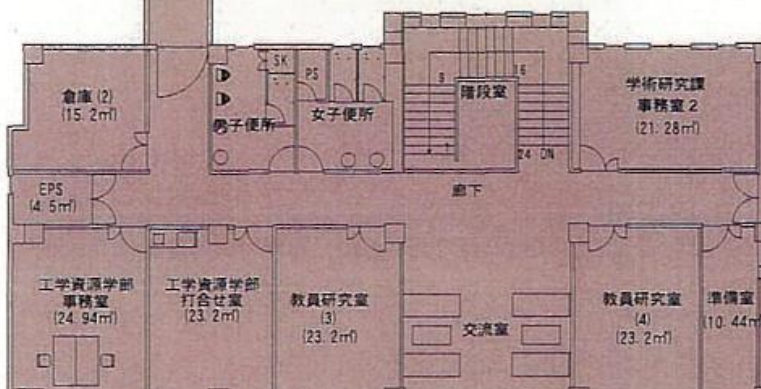
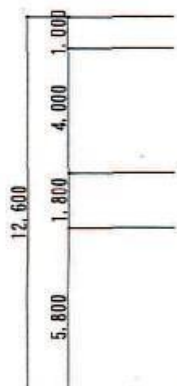
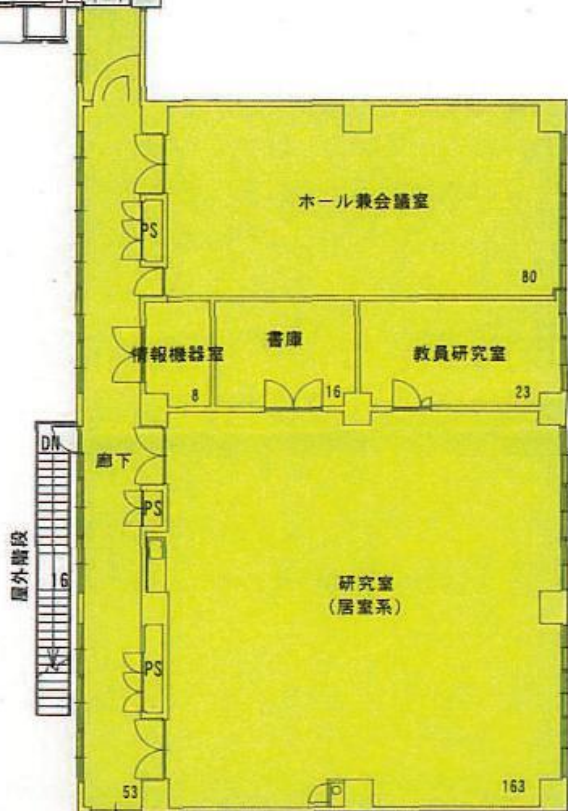
研究・イノベーション拠点1号館研究室入居者配置図



研究・イノベーション
拠点1号館
配置図 1階



研究・イノベーション
拠点1号館
配置図 2階



秋田大学研究・イノベーション拠点1号館研究室使用（新規・継続）申請書

年 月 日

使用申請者	所属機関・部署 (役職名) ()	
	氏 名	
	連絡先	住所 電話番号 メールアドレス
使用者	氏 名	所属・役職
使用料支払	<input type="checkbox"/> 学内予算（本学に受け入れた外部資金を含む）での支払 <input type="checkbox"/> その他（支払者名 ()）	
使用資格 (該当するものに○)	(1) 本学での研究成果をもとに新規事業創造を目的として、実用化研究又は事業化を行おうとする本学の教職員 (2) 秋田大学における大学発ベンチャーの認定等に関する規程第2条で定める大学発ベンチャーの称号を使用することを認められている企業等 (3) 本学での研究成果をもとにベンチャー企業の創業を計画し、実用化研究を行おうとする本学の学生 (4) 本学教職員と共同研究を行う既存の企業等 (5) 本学教職員の研究成果を移転し、継続的に教職員からの技術的支援を必要とする既存の企業等 (6) 本学教職員との実用化研究、本学研究成果の活用又は本学との連携により、新たな事業展開を図ろうとする既存の企業等 (7) その他	
使用目的		
(学外者の場合) 使用目的に関係する 本学教職員		

研究・事業計画及び期待される成果				
使用期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
希望研究室	<input type="checkbox"/> 1 階 研究室102		<input type="checkbox"/> 2 階 研究室202 <input type="checkbox"/> " " 203 <input type="checkbox"/> " " 205	
	分割使用の可否	<input type="checkbox"/> 可 (使用面積 m ²) <input type="checkbox"/> 不可		
搬入予定の設備・機器等		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合, 設備・機器等の名称, 数量を記入)		
<input type="checkbox"/> 研究室の使用にあたっては, 秋田大学研究・イノベーション拠点1号館研究室使用細則を遵守します。				
その他特筆すべき事項				

秋田大学研究・イノベーション拠点 1号館研究室使用計画変更申請書

年 月 日

使 用 申 請 者	所属機関・部署 (役職名)		()
	氏 名		
	連 絡 先	住 所 電話番号 メールアドレス	
使 用 者	氏 名		所属・役職
使 用 料 支 払 者	<input type="checkbox"/> 学内予算（本学に受け入れた外部資金を含む）での支払 <input type="checkbox"/> その他（支払者名)		
使 用 資 格 (該当するものに○)	(1) 本学での研究成果をもとに新規事業創造を目的として、実用化研究又は事業化を行おうとする本学の教職員 (2) 秋田大学における大学発ベンチャーの認定等に関する規程第2条で定める大学発ベンチャーの称号を使用することを認められている企業等 (3) 本学での研究成果をもとにベンチャー企業の創業を計画し、実用化研究を行おうとする本学の学生 (4) 本学教職員と共同研究を行う既存の企業等 (5) 本学教職員の研究成果を移転し、継続的に教職員からの技術的支援を必要とする既存の企業等 (6) 本学教職員との実用化研究、本学研究成果の活用又は本学との連携により、新たな事業展開を図ろうとする既存の企業等 (7) その他		
使 用 目 的			
(学 外 者 の 場 合) 使用目的に関係する 本 学 教 職 員			
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		

希望研究室	<input type="checkbox"/> 1 階 研究室102 <input type="checkbox"/> 2 階 研究室202 <input type="checkbox"/> " " 203 <input type="checkbox"/> " " 205	
	分割使用の可否	<input type="checkbox"/> 可 (使用面積 m ²) <input type="checkbox"/> 不可
搬入予定の設備・機器等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合、設備・機器等の名称、数量を記入)	
変更事由		
変 更 前		変 更 後
<input type="checkbox"/> 研究室の使用にあたっては、秋田大学研究・イノベーション拠点1号館研究室使用細則を遵守します。		
その他特筆すべき事項		

秋田大学研究・イノベーション拠点1号館研究室使用計画進捗状況報告書

年 月 日

使用責任者	所属機関・部署 (役職名)		()
	氏 名		
	連絡先	住所 電話番号 メールアドレス	
使用者	氏 名		所属・役職
使用目的			
(学外者の場合) 使用目的に関する 本学教職員			
研究・事業等実施状況			
終了予定日	年 月 日		
使用研究室	<input type="checkbox"/> 1 階 研究室102		<input type="checkbox"/> 2 階 研究室202
			<input type="checkbox"/> " " 203 <input type="checkbox"/> " " 205
	分割使用の可否	<input type="checkbox"/> 可 (使用面積 m ²)	<input type="checkbox"/> 不可
今後のスケジュール			

研究成果等（研究報告書，出版物等）の作成状況

※本研究室を使用して行った研究成果を論文等により公表したときは，当該論文等の写しを添付してください。

その他特筆すべき事項

秋田大学研究・イノベーション拠点1号館研究室使用細則

令和 7年9月22日
学長裁定第 388 号

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学未来研究統括機構イノベーションオフィス規程第12条の規定に基づき、秋田大学研究・イノベーション拠点1号館（以下「1号館」という。）の別表第1に掲げる研究室の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用資格)

第2条 研究室を使用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 本学での研究成果をもとに新規事業創造を目的として、実用化研究又は事業化を行おうとする本学の教職員
- (2) 秋田大学における大学発ベンチャーの認定等に関する規程第2条で定める大学発ベンチャーの称号を使用することを認められている企業等
- (3) 本学での研究成果をもとにベンチャー企業の創業を計画し、実用化研究を行おうとする本学の学生（以下「本学学生」という。）で、イノベーションオフィス長（以下「オフィス長」という。）が管理運営上の観点から使用資格があると認めた者
- (4) 本学教職員と共同研究を行う既存の企業等
- (5) 本学教職員の研究成果を移転し、継続的に教職員からの技術的支援を必要とする既存の企業等
- (6) 本学教職員との実用化研究、本学研究成果の活用又は本学との連携により、新たな事業展開を図ろうとする既存の企業等
- (7) その他オフィス長が適当と認めた者

(使用の手続等)

第3条 研究室の使用を希望する者（以下「使用申請者」という。）は、使用申請書をオフィス長に提出し、研究室の使用に関しその承認を受けなければならない。

2 本学学生が研究室の使用を希望する場合は、本学の教職員を使用申請者とするものとする。

(使用の承認)

第4条 オフィス長は、前条第1項により申請があったときは、秋田大学未来研究統括機構イノベーションオフィス運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て研究室の使用承認を行うものとする。

2 運営会議は、使用申請者から提出された使用申請書に基づき審査を行う。ただし、運営会議が必要と認めたときは、使用申請者に対し関連資料の提出を求め、又は意見を聴くことができる。

(使用期間)

第5条 研究室を使用できる期間は、3年以内とする。ただし、オフィス長が特に必要と認められた場合は、1年を単位とし3年を限度として延長することができる。

(使用申請の変更)

第6条 承認を受けた使用申請者（以下「使用責任者」という。）は、第3条第1項の規定により提出した使用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに使用計画変更申請書をオフィス長に提出し、承認を受けなければならない。

(使用の報告)

第7条 使用責任者は、年度ごとに使用計画の進捗状況報告書をオフィス長に提出するものとする。

(設備の変更、機器の搬入及び搬出)

第8条 使用責任者は、研究開発に必要な機器等を研究室内に搬入するとき、又は研究室設備の変更を行うときは、あらかじめオフィス長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた使用責任者は、機器等の使用を終了したときは、速やかにこれを搬出、又は原状に回復しなければならない。

3 機器等の搬入、搬出及び原状回復に要する経費は、使用責任者が負担するものとする。

(経費の負担)

第9条 使用責任者は、本学が指定する期日までに別表1に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用責任者は、使用料とは別に研究室の使用に付帯する光熱水料等を負担しなければならない。

(秘密の漏洩、保持)

第10条 使用責任者は、当研究室で知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。また、研究室内の秘密保持については、使用責任者が責任を負うものとする。

(使用承認の取消し等)

第11条 オフィス長は、使用責任者が次の各号の一に該当したときは、使用の承認を取消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 研究室の使用及び搬入機器等に虚偽の申請をしたとき。

(2) 承認を受けた研究計画、事業以外に研究室を使用したとき。

(3) 承認を受けた研究室以外の場所を無断で使用したとき。

(4) 承認を受けた使用者以外の者に研究室を使用させたとき。

(5) オフィス長が管理運営に支障があると認めた実験・研究及び事業を行い、又は行うおそれがあると認めたとき。

(6) その他この細則に違反したとき。

(遵守事項)

第12条 使用責任者は、研究室の使用に当たっては、オフィスが別に定める1号館の使用に関する注意事項等を遵守するとともに、常に善良な管理者の注意をもって研究室の適正な使用に努めなければならない。

2 使用責任者は、使用申請書に記載された使用者に本規定を遵守させなければならない。
(損害の賠償)

第13条 使用責任者は、その責に帰すべき事由により、1号館の施設、機器等を破損、滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 この細則に定めるもののほか、研究室の使用に関して必要な事項及び申請書等必要な各種様式は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年10月1日から実施する。

別表1 (第9条第1項関係)

区分	面積	学内者使用料 (税抜)		学外者使用料 (税抜)		備考
		m ² あたり単価	月額	m ² あたり単価	月額	
1階 研究室	10250 m ²	570 円	28,500 円	1,710 円	85,500 円	化学系利用可
2階 "	20250 m ²	570 円	28,500 円	1,710 円	85,500 円	"
" "	20350 m ²	570 円	28,500 円	1,710 円	85,500 円	物理系利用可
" "	20550 m ²	570 円	28,500 円	1,710 円	85,500 円	居室系

備考

- 1 上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を使用料とする。
- 2 学内者使用料は、原則として使用責任者かつ支払者が本学教職員又は学生の場合に適用する。ただし、秋田大学における大学発ベンチャーの支援に関する取扱要項第4条に定める支援が決定された利用者の支援期間中の利用料金は、学内者使用料を適用する。
- 3 利用期間は原則として1ヶ月単位とし、1ヶ月に満たない場合についても月額使用料とする。
- 4 共同申請等により研究室を分割して使用することも可能とし、使用料は使用面積にm²あたり単価を乗じた額とする。ただし、研究室の使用面積が100%に満たなかった場合の使用料は、一室の使用料を使用責任者の研究室占有比率に応じて按分した額とする。
- 5 納入した使用料は原則として返還しないものとする。

6 研究室における光熱水料は別途負担するものとする。